

水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本検討会は、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 気候変動により増大する水災害リスクに対して、水災害対策とまちづくりのより一層の連携のための方策等について検討を行うことを目的とする。

(委員の委嘱)

第3条 都市局長、水管理・国土保全局長及び住宅局長は、有識者等から委員を委嘱する。

(検討会)

第4条 検討会には座長及び副座長を置き、検討会に属する委員のうちから、都市局長、水管理・国土保全局長及び住宅局長が指名する。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 検討会は、原則として公開で開催する。
- 6 検討会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 7 検討会における議事要旨については、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 検討会に係る事務局は、都市局都市計画課、水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室及び住宅局建築指導課建築物防災対策室に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、令和元年12月25日から施行する。

- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。
- このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、まちづくりにおける防災配慮の推進が必要。

立地適正化計画等と防災対策の連携

【都市計画基本問題小委員会
中間とりまとめ(R1.7.30)】

- 災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底
- 防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け
- ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。
- 災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する 自己業務用建築物等の開発を抑制

気候変動を踏まえた水災害対策について

【気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言(R1.10.18)】

- 気候変動による地域の災害リスクの変化について、国民の理解につながる情報発信
- 【気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 (R1.11.7設置)】
- 気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の取組とも連携し、流域全体で備える水災害対策について諮問し、現在検討中

風水害による建築物の災害の防止

- 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定の促進
(昭和34年建設事務次官通達)
- 土砂災害に対する住民の安全確保のための建築・住宅行政の推進について
(平成27年1月建築指導課長他通知)
- ・ 特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所においては、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を定め居住の建築の禁止を行うことも有効
- ・ 災害危険区域の指定を行った場合には、災害危険区域の情報も一覧できるような工夫をするなど、住民等に分かりやすい周知が必要

都市局、水管理・国土保全局、住宅局が連携

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

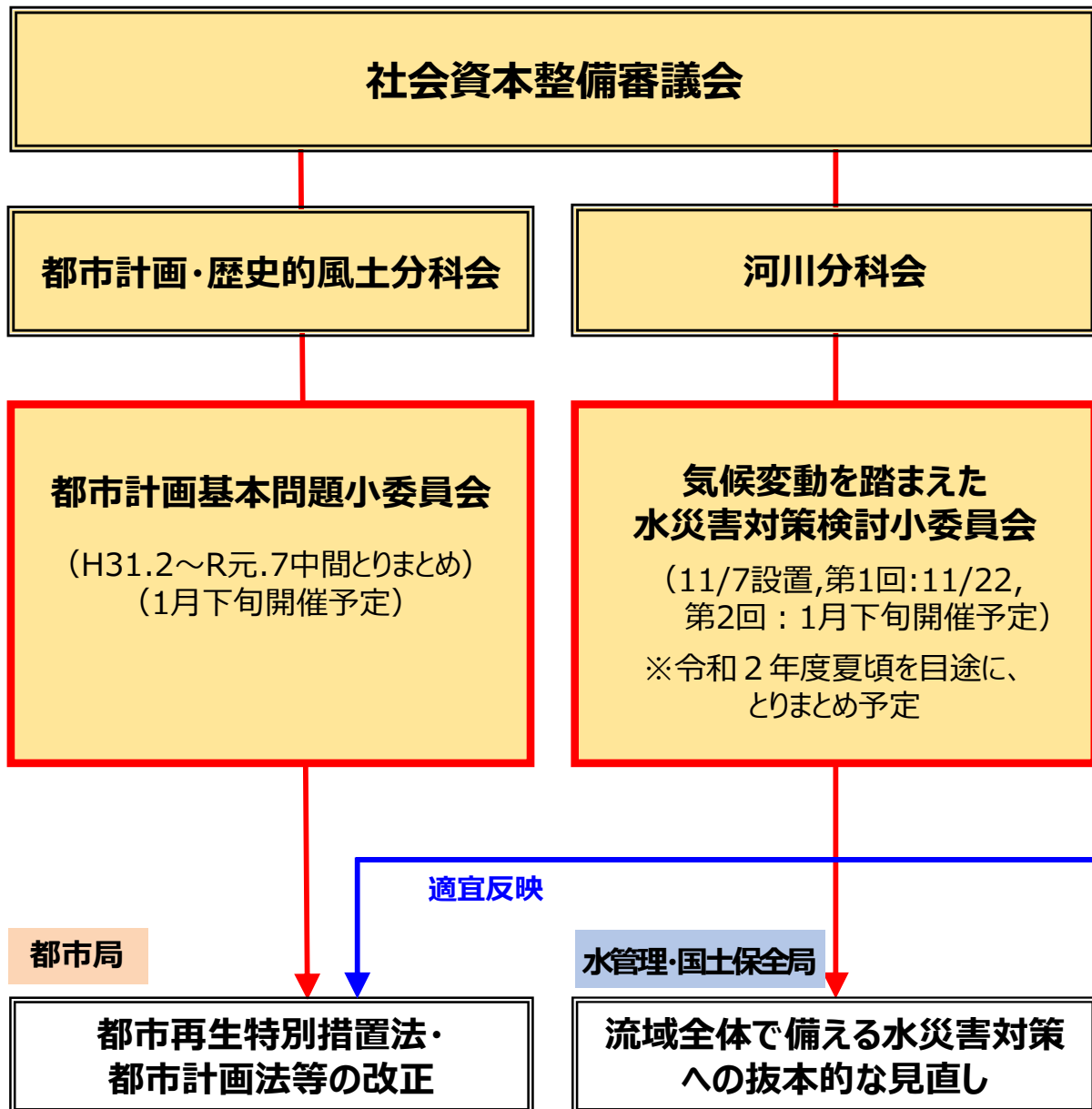
治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災、減災の方向性について検討。

検討項目

- 水災害に関する各種ハザード情報のあり方の検討
- 各種ハザード情報の具体的なまちづくりへの反映手法の検討
- 水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法の検討

水災害対策とまちづくりの連携に向けた検討体制

社会資本整備審議会における総合的な検討



有識者による専門的な検討会議

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

都市局 水管理・国土保全局 住宅局

- (1) 水災害に関する各種ハザード情報のあり方の検討
水災害に関する各種ハザード情報について、まちづくり等に活用するためのあり方の検討
- (2) 各種ハザード情報の具体的なまちづくりへの反映手法の検討
各種ハザード情報を踏まえた土地利用方策の検討
- (3) 水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法の検討
水災害対策とまちづくりの連携による有効なリスク軽減手法の検討

適宜反映

適宜反映

住宅局

災害危険区域のより一層の指定促進による安全対策